

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学期 (三年課程)	夜・通信	84 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載 http://kobe.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/4/2021/05/R030525_g_2-3.pdf
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	<p>独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院附属看護専門学校「学校評価規程」に基づき学校関係者評価委員会を設置している。</p> <p>(任務) 学校教育法第 43 条及び学校教育法施行規則第 67 条に規定する学校関係者評価に関する事項について審議管理を行う。 (学校関係者評価委員会規則第 2 条)</p> <p>(所掌事務) ① 報告書の作成に関すること ② 結果に基づく改善策に関すること ③ 結果の公表に関すること ④ その他、実施に関して必要な事項に関すること (学校関係者評価委員会規則第 6 条)</p> <p>(審議事項) ① 自己評価（教育理念・目的・目標、教育課程、教授・学習・評価過程、組織・管理運営、入学、卒業・就業・進学、地域社会貢献/国際交流、教職員の育成、法令等の遵守）の結果について評価する ② 結果に基づく改善策の提案 ③ 報告書について ④ 結果の公表に関して</p> <p>(活用方法) 学校評価規程第 7 条（評価結果の活用）により、学校関係者評価については学校長に報告され、学校運営に活用される。学校関係者評価は教職員に周知されるとともに、公表し、講師会議・運営会議等で報告・検討され改善に向けて実践し、教育活動その他の学校運営等、質の向上を図る。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院 看護部長	2021. 4. 15 ～ 2024. 3. 31	卒業生の就職病院 看護部
独立行政法人地域医療機能推進機構 近畿四国地区事務所 看護専門職	2021. 4. 16 ～ 2024. 3. 31	独立行政法人地域医療機能推進機構 近畿四国地区事務所 職員
神戸親和女子大学 文学部総合文化学科 教授	2021. 4. 1 ～ 2024. 3. 31	非常勤講師
独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院 副看護部長	2021. 4. 23 ～ 2024. 3. 31	神戸中央病院 看護部
独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院 看護師長	2021. 4. 1 ～ 2024. 3. 31	卒業生
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人地域医療機能推進神戸中央病院附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>1. カリキュラム会議(年2回:10月・3月)において、カリキュラム評価を行い、教育理念から一貫した教育課程を行うために教員で検討を重ね、アドミッションポリシー、ディプロマポリシーを設定し、学生が分かりやすいようにカリキュラムマップを作成。</p> <p>2. 教務会議(2月)で教育理念、アドミッションポリシー、ディプロマポリシーより、各科目の小科目を整理し、学習内容を見直した。一貫性のある教育課程となるように科目の到達目標、教育内容を全教員で確認し、教育方法を担当講師と検討し、学習要項(シラバス)、臨地実習要項を作成した。</p> <p>3. 講師会議(4月)にて、上記1.2について説明し、コンセンサスを得て、担当科目の到達目標より、授業の内容、方法、成績評価の基準を講師と確認、調整し、学習要項(シラバス)に基づいた授業が行えるようにしている。</p> <p>4. 臨地実習においては、臨地実習指導者会議(1回/1~2ヶ月)にて、臨地実習指導者とコンセンサスを得て、臨地実習を行っている。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>シラバスをホームページに掲載</p> <p>http://kobe.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/4/2021/05/R030519_s_2-1.pdf</p>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則第 21 条 (入学前の既修得単位の認定)、第 22 条 (単位の授与)、第 23 条 (授業科目の評価および単位修得の認定)、履修規程に則り実施している。

【学則】

第 22 条 学校長は、別表に定める授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し所定の単位を与える。

第 23 条 単位修得の認定は、講義・実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

2 出席時間数が授業時間の必要時間数以上に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことのある者については、この限りではない。

3 授業科目の評価は、S、A、B、C 及び D とし、C 以上を合格とする。

4 前項の認定の方法について必要な事項は、学校長が別に定める。

【履修規程】

(成績の評価区分)

第 17 条 成績は GPA (Grande Point Average) にて評価する。成績の評価区分は次のとおりとする。

点数区分	評価の表示	GP	合否
90～100	S	4	合格
80～89	A	3	
70～79	B	2	
60～69	C	1	
59 点以下	D	0	不合格

【履修規程】

履修規程には、既修得単位の認定方法、授業科目の履修方法、授業科目の先修条件、評価方法、受験資格、試験の実施方法、追試験及び追試験の評価、再試験及び再試験の評価、臨地実習及び臨地実習の評価、追実習及び追実習の評価、再実習及び再実習の評価、単位修得の認定、成績の評価区分、成績等の通知、未履修科目の履修、開講年次について規定され、規程通りに実施している。

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1. 評価の時期 所定の授業が終了したとき。臨地実習については科目終了時。</p> <p>2. 評価の方法 筆記試験を原則とし必要に応じて口述試験、レポート、実技試験により行う。臨地実習については、実習評価表により評価を行う。</p> <p>3. 各試験の評価 1 科目 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。</p> <p>4. 成績の分布状況の把握 GPA 制度を用い、履修科目ごとの 5 段階評価（履修規程第 17 条）を 4～0 の GP：Grade Point に変換し、修得した科目の単位数を乗じ、その総和（GPT：Grade Point Total）を履修登録した単位数の合計で除して算出する。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載 http://kobe.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/4/2020/04/R020427_g_003.pdf</p>

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1. 卒業の認定方針</p> <p>①学則別表における授業科目の単位がすべて認定されていること。</p> <p>②本校のディプロマ・ポリシーを作成し、評価している。</p> <p>2. 卒業の認定については、学則第 24 条 (卒業)、第 25 条 (称号の授与)、第 26 条 (資格の取得) に則り実施している。</p> <p>【学則】</p> <p>第 24 条 学校長は、所定の授業科目を履修し、その全ての授業科目の単位を修得した者について、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。</p> <p>2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、原則として卒業することができない。</p> <p>3 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。</p> <p>第 25 条 学校長は、前条の規定により卒業の認定を受けた者に対し、専門士 (医療専門課程) の称号を授与する。</p> <p>第 26 条 本校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。</p> <p>【ディプロマ・ポリシー (卒業認定の方針)】</p> <p>1. あらゆる発達段階、健康レベルにある人々に対して科学的根拠に基づいた看護実践を自ら創造する力を持つ。</p> <p>2. 地域包括ケアシステムを理解し、他職種と協働できる科学的思考力と判断力、コミュニケーション力、実践力を持つ。</p> <p>3. 専門職として高い倫理観と責任感を持ち、看護の力を通して地域医療に貢献する力を持つ。</p> <p>4. 生命と人間の尊厳を基盤に、対象との信頼関係を築き人々のその人らしい生活を支える力を持つ。</p> <p>5. 社会の変化を捉え、次世代の看護を見据え、自ら看護を探求し、自己能力の開発に生涯努める力を持つ。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載 http://kobe.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/4/2020/04/R020427_g_004.pdf</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページに掲載 https://www.jcho.go.jp/%E8%B2%A1%E5%8B%99%E8%AB%B8%E8%A1%A8/
収支計算書又は損益計算書	https://www.jcho.go.jp/%E8%B2%A1%E5%8B%99%E8%AB%B8%E8%A1%A8/
財産目録	—
事業報告書	https://www.jcho.go.jp/%E8%B2%A1%E5%8B%99%E8%AB%B8%E8%A1%A8/
監事による監査報告（書）	https://www.jcho.go.jp/%E8%B2%A1%E5%8B%99%E8%AB%B8%E8%A1%A8/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門職	看護過程（三年課程）	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3020/98 単位時間/単位	1458 単位時間	495 単位時間	1039 単位時間	単位時間 /単位	28 単位時間
			3020 単位時間/98 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
105人		92人	人	9人	69人	78人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>1. カリキュラム会議（年2回：10月・3月）において、カリキュラム評価を行い、教育理念から一貫した教育課程を行うために教員で検討を重ね、アドミッションポリシー、ディプロマポリシーを設定し、学生が分かりやすいようにカリキュラムマップを作成。</p> <p>2. 教務会議（2月）で教育理念、アドミッションポリシー、ディプロマポリシーより、各科目の小科目を整理し、学習内容を見直した。一貫性のある教育課程となるように科目の到達目標、教育内容を全教員で確認し、教育方法を担当講師と検討し、学習要項（シラバス）、臨地実習要項を作成した。</p> <p>3. 講師会議（4月）にて、上記1. 2について説明し、コンセンサスを得て、担当科目の到達目標より、授業の内容、方法、成績評価の基準を講師と確認、調整し、学習要項（シラバス）に基づいた授業が行えるようにしている。</p> <p>4. 臨地実習においては、臨地実習指導者会議（1回/1～2ヶ月）にて、臨地実習指導者とコンセンサスを得て、臨地実習を行っている。</p>

<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>学則第 21 条 (入学前の既修得単位の認定)、第 22 条 (単位の授与)、第 23 条 (授業科目の評価および単位修得の認定)、履修規程に則り実施している。</p> <p>【学則】</p> <p>第 22 条 学校長は、別表に定める授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し所定の単位を与える。</p> <p>第 23 条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。</p> <p>2 出席時間数が授業時間の必要時間数以上に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことのある者については、この限りではない。</p> <p>3 授業科目の評価は、S、A、B、C 及び D とし、C 以上を合格とする。</p> <p>4 前項の認定の方法について必要な事項は、学校長が別に定める。</p> <p>【履修規程】</p> <p>履修規程には、既修得単位の認定方法、授業科目の履修方法、授業科目の先修条件、評価方法、受験資格、試験の実施方法、追試験及び追試験の評価、再試験及び再試験の評価、臨地実習及び臨地実習の評価、追実習及び追実習の評価、再実習及び再実習の評価、単位修得の認定、成績の評価区分、成績等の通知、未履修科目の履修、開講年次について規定され、規程通りに実施している。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>1. 卒業の認定方針</p> <p>①学則別表における授業科目の単位がすべて認定されていること。</p> <p>②本校のディプロマ・ポリシーを作成し評価している。</p> <p>2. 卒業の認定については、学則第 24 条 (卒業)、第 25 条 (称号の授与)、第 26 条 (資格の取得) に則り実施している。</p> <p>【学則】</p> <p>第 24 条 学校長は、所定の授業科目を履修し、その全ての授業科目の単位を修得した者について、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。</p> <p>2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、原則として卒業することができない。</p> <p>3 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。</p> <p>第 25 条 学校長は、前条の規定により卒業の認定を受けた者に対し、専門士 (医療専門課程) の称号を授与する。</p> <p>第 26 条 本校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。</p> <p>3. 単位認定については、学則第 21 条 (入学前の既修得単位の認定)、第 22 条 (単位の授与)、第 23 条 (授業科目の評価および単位修得の認定) に則って行われ、履修規程第 15 条 (単位修得の認定) により単位認定に必要な時間数を満たし、試験等に合格した者に単位が与えられる。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>1. チューター制度</p> <p>チューター制度は、学生と教員および学生間の交流をとおして、学習への取り組みや学校生活を送る上での全般的な諸問題での解決を図り、学生が充実した学生生活を送ることを目的とする。</p>

<p>2. 看護師国試対策 各学年の担当教員が年間を通して計画し実施している。チューターとも協力体制をとっている。</p> <p>3. スクールカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリング 1年生には入学後より体験カウンセリングを実施し、問題が発生した場合には速やかにカウンセリングへつなげられるように体制をとっている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
31人 (100%)	0人 (%)	31人 (100%)	人 (%)
<p>(主な就職、業界等) 独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院 法人内の関連病院、兵庫県内の病院</p>			
<p>(就職指導内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. チューターによる進路相談 2. 独立行政法人地域医療機能推進機構地区就職説明会と見学・インターンシップへの参加 3. 独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院説明会 4. 進路希望調査と教務主任及び副学校長の進路面接 			
<p>(主な学修成果（資格・検定等）)</p> <p>学則第25条により専門士（医療専門課程）授与 学則第26条により看護師国家試験の受験資格 看護系大学への編入受験資格、保健師・助産師養成所受験資格</p>			
<p>(備考)（任意記載事項）</p>			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
95人	1人	1.1%
<p>(中途退学の主な理由)</p>		
<p>(中退防止・中退者支援のための取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. チューターによる面接等によりサポート 2. スクールカウンセラーによるカウンセリング 3. 教務主任及び副学校長による面接 4. 面談（学生・保護者、教務主任・チューター）による話し合いとサポート 家庭と学校とでのサポート体制について 学生本人の気持ちの確認、保護者の思いの確認 など 学生本人の退学後の進路に対する今後の計画等の確認 		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	500,000 円	32,200 円	印刷資料代
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院奨学金貸与制度				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 http://kobe.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/4/2021/05/R030526_g_001.pdf		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
自己評価および学校関係者評価について、委員会規則に則り、年1回評価を実施する。 自己評価を実施する時期は、原則として毎年度3月に当該年度の評価を行う。 学校関係者評価を実施する時期は、原則として毎年度4月に前年度の自己評価項目の評価を行う。		
【評価項目】 自己評価項目 教育理念・目的・目標、教育課程、教授・学習・評価過程、組織・管理運営、入学、卒業・就業・進学、地域社会貢献/国際交流、教職員の育成、法令等の遵守		
【委員会の構成】 卒業生の就職病院 看護部 (附属病院以外) 1名・地区職員 1名・非常勤講師 1名・神戸中央病院 看護部 1名・卒業生 1名 その他学校長が必要と認める者 必要数。 委員は学校長が委嘱する。		
【結果の活用方法】 ・教職員は自己評価結果を活用し、教育活動の質の保障と向上に継続的に努める。 ・学校長は学校関係者評価委員会の委員長の意見を聴き、学校運営に活用する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院 前看護部長	2019.4.1～2021.3.31	関連業界等関係者
兵庫県看護学校協議会 前会長	2019.4.1～2021.3.31	関連業界等関係者
独立行政法人地域医療機能推進機構 本部 患者サービス推進課課長	2019.4.1～2021.3.31	関連業界等関係者
神戸親和女子大学 教授	2019.4.1～2021.3.31	非常勤講師
独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院 看護師長	2019.4.1～2021.3.31	卒業生

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 http://kobe.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/4/2021/05/R030526_g_001.pdf
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ http://kobe.jcho.go.jp/kango/
